

平成30年1月31日

## 規制改革推進会議 投資等ワーキング・グループ

(技適未取得の無線設備の国内持込みに係る規制緩和について)

---

総務省 総合通信基盤局 電波部

# 技術基準適合証明等の主旨

- 電波を利用するための無線局の開設に当たっては、原則、総務大臣の免許を受けることが必要。
- 他方、技術基準適合証明等を取得した無線設備（技適マーク付き）のみを用いる免許申請手続きの場合には、その簡略化が可能となり、迅速かつ効率的に処理できる。

## 技術基準適合証明等を取得した無線設備（特定無線設備）の効果



- 技術基準適合証明等は技術基準の遵守を簡易な方法で図る制度であり、各国等でも導入済み。

## 【各国等の例】

### 米国

U.S.  
FCC ID: BCG-E2599A



Canada  
IC: 579C-E2610A

### 欧洲



Australia/New Zealand  
N122  
Z844

### 日本

Japan  
ID AD12019603  
ID 003-120258  
5.0 GHz (W52, W53): Indoor Use Only

South Korea  
KCC-CMM-APA-A1429

### シンガポール

Complies with  
IDA Standards  
DB00063

South Africa  
ICASA TA-2012/1041  
Approved

### UAE

United Arab Emirates  
TRA ID 0016472/08  
TA ER0096265/12

### 台湾

Taiwan  
CCAI123G0460T6

Thailand  
CLASS B  
NBTC ID: B38381-12-0242

### フィリピン

Philippines  
NTC  
Type Approval No:  
ESD-GEC-1201234-MOD

Indonesia  
16GB: 26428/SDPPI/2012  
32GB: 26429/SDPPI/2012  
64GB: 26430/SDPPI/2012  
PLG. ID: 2597

### カナダ

オーストラリア  
ニュージーランド  
South Africa

### 韓国

### 南アフリカ

### ロシア

### タイ

### インドネシア

## 【参考】基準認証制度の運用を厳格化している例

### [米国]

従前は政府間相互承認協定(MRA)の非締約国における測定報告書が利用可能であったが、平成29年7月以降、原則としてこれらの測定報告書の利用を認めていない。

### [台湾]

市場監視のため、平成29年6月から主管庁は、製品の外観写真や測定報告書等をウェブ上のデータベースで公開している。

- 電波法第4条第2項に規定されている「自ら持ち込む無線設備」を「適合表示無線設備とみなす」前提は、
  - ・ 免許不要局（無線機からの送信電力が1W以下の無線局）であり、
  - ・ Wi-Fi、Bluetooth等の小電力データ通信システムに相当する無線局の場合である。
- 90日以内の規定の理由は、外国から持ち込まれる無線設備が日本の技術基準に完全には適合しないものもあるため、訪日観光客の滞在環境の向上と電波環境への影響を鑑みて一定期間に限定している。  
また、この主旨は観光目的を想定しているため、海外来訪者の短期滞在の在留上限である90日と同じ日数としている。

## 【参考】電波法第4条第2項及び第3項

- 2 本邦に入国する者が、自ら持ち込む無線設備(次章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準に適合しているものに限る。)を使用して無線局(前項第三号の総務省令で定める無線局のうち、用途及び周波数を勘案して総務省令で定めるものに限る。)を開設しようとするときは、当該無線設備は、適合表示無線設備でない場合であっても、同号の規定の適用については、当該者の入国の日から同日以後九十日を超えない範囲内で総務省令で定める期間を経過する日までの間に限り、適合表示無線設備とみなす。この場合において、当該無線設備については、同章の規定は、適用しない。
- 3 前項の規定による技術基準の指定は、告示をもつて行わなければならない。

## 提案内容（抜粋）

### 【(一社)日本経済団体連合会】

研究開発業務において活用を検討する新規技術を搭載した通信機器・通信モジュールに関して、技術基準適合証明を取得しておらずとも海外より輸入および研究開発への利用を許容すべきである。

特に、訪日観光客等に対して、入国日の日から90日に限って利用可能とされているWi-Fi端末及びBluetooth端末（日本の「技術基準適合マーク」が付されていないが、日本の技術基準に相当する技術基準（国際標準）に適合するもの）については、早期に研究開発での利用が可能となるよう制度整備を図るべきである。

### 【(一社)日本損害保険協会】

適合表示無線設備でない海外製デバイスについて、電波法第4条第2項で定めている利用可能期間（入国日の日から90日）の期間延長、もしくは、日本における実証実験時のみ条件付での利用を認めるなどの規制緩和を要望する。

### 【在日米国商工会議所(ACCJ)】

電波法に定める技術基準に相当する技術基準に準拠したWi-Fi, Bluetooth及びZigbeeなどを利用した無線設備について、調査・試験・研究等の非商業用途に限り、技術基準適合証明を取得せずとも海外から持ち込み、利用することが許可されるよう要望します。

## 主な課題

- 電波法第4条第2項の規定外で実験や研究を行おうとするのであれば、実験試験局の免許を取得して試行するか、技術基準適合証明等を取得して運用を行うなどの選択肢があり、外国企業であっても、日本の国内法に基づいて適切に運用している外国企業がある。
- 仮に、ご要望通りに外国から持ち込む場合にのみ、電波法の特例を規定することになれば、日本企業が不公平に扱われることになり、対外的に合理性のある説明は困難となる。
- 併せて、以下のような課題に関しても慎重に検討する必要がある。
  - ① 持込む機器が日本の規格を越える出力や日本とは異なる周波数等を使用し、安全保障関係、航空関係、医療機関、工場や工事現場等の国民の生命に関わる無線局に有害な混信を与え、社会的に影響を生じる可能性があること
  - ② IEEE(米国電気電子技術者協会)では、人体が電波にさらされる単位当たりのエネルギー量(局所SAR(比吸収率))が規定されておらず、人体へ影響を与える可能性があること

## 今後の方向性

現況の課題の整理やそれへの対処のあり方等に関しては、総務省において開催している「電波有効利用成長戦略懇談会」において有識者の意見も賜りつつ、具体的な対応の方向性について検討していく予定。